

平成28年 2月1日

東濃西部交通圏タクシー準特定地域協議会の開催について

東濃西部交通圏タクシー準特定地域協議会設立準備会

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化特別措置法（平成21年法律第64号）」に基づき、東濃西部交通圏においては、平成22年11月に第一回東濃西部交通圏タクシー協議会を開催しました。

協議会は、数次に亘り関係省庁、地方公共団体のほかタクシー事業者、労働団体、地域住民等の皆さま方からなる委員等で組織し、地域公共交通機関として健全に機能していく事を目標とし、各方面からのご意見・ご要望等を伺い、タクシー事業の適正化・活性化に取り組んで参りました。

その後、平成25年11月に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化特別措置法（平成21年法律第64号）」の一部改正があり、特定地域と新たに設けられた準特定地域が指定されることとなりました。

東濃西部交通圏が平成27年10月1日に準特定地域に指定されましたので、改正後の特別特措法に基づく協議会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

なお、同協議会の構成員として参加を希望される方は、平成28年2月15日（月）までに別紙による提出をお願い申し上げます。

記

協議会名 東濃西部交通圏タクシー準特定地域協議会

- 1、目的 : 準特定地域のタクシー事業の適正化・活性化の取組み
(平成26年1月27日付け改正法に務基づく準特定地域指定による)
- 2、開催日時 : 平成28年2月26日（金）
13:30～15:00（終了予定）

3、開催場所 : セラトピア土岐 特別会議室
土岐市土岐津町高山 4

4、議事等 (予定)

- (1) 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の一部改正について
- (2) 準特定地域協議会の設置要綱について
- (3) 準特定地域協議会の会長、副会長の選任について
- (4) その他

別紙

東濃西部交通圏タクシー準特定地域協議会

平成28年2月26日（金）開催

参画連絡票

委 員

所属（団体名等）	
氏 名	
役 職	
連 絡 先	

随行者がいる場合、ご記入願います。

氏 名	
役 職	

恐れいりますが、2月15日（月）までにFAX又は郵送にて連絡願います。

○連絡・送付先

〒501-6133

岐阜市日置江2648-1

東濃西部交通圏タクシー準特定地域協議会設立準備会・加藤

TEL058-279-3714 FAX058-270-1061